

俱知安町原子力災害 避難等措置計画

俱知安町防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の位置付け	1
第2節 計画の性格.....	1
第2章 避難等措置計画の基本的事項.....	1
第1節 避難等の目的及び基本的な考え方	1
第2節 緊急事態を判断するEALの枠組み.....	2
第3節 緊急事態における防護措置等	5
第4節 防護措置決定の流れ	7
第5節 防護対策区域の状況	7
第6節 避難の事前準備	9
第3章 緊急事態における配備体制	10
第1節 事故発生通報の流れ	10
第2節 各区分における緊急事態応急対策の内容.....	11
第4章 広報及び指示伝達	12
第1節 伝達手段	12
第2節 伝達経路	13
第3節 伝達内容	14
第5章 屋内退避.....	14
第1節 屋内退避の指示基準	14
第2節 屋内退避の指示等	14
第6章 避難等	16
第1節 避難等の指示基準.....	16
第2節 避難等.....	16
第3節 要配慮者等への対応	23
第4節 一時滞在者への対応	23
第5節 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避	23
第7章 安定ヨウ素剤の服用	24
第8章 飲食物の摂取制限	24
第9章 救急医療体制.....	24
第10章 感染症対策.....	25
【別添】～別途、定める手続き（第7章 安定ヨウ素剤の配布及び服用）	27

第1章 総則

第1節 計画の位置付け

この計画は、俱知安町地域防災計画（原子力防災計画編）第2章第3節に定める、「避難等措置計画」であって、住民等の防護対策を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

なお、この計画は、国の指針等の見直しが行われた場合には、必要に応じて、俱知安町地域防災計画（原子力防災計画編）とともに見直しを行うものとする。

第2節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 避難等措置計画の基本的事項

第1節 避難等の目的及び基本的な考え方

1 避難等の目的

原子力災害の発生に際し、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合、その被ばくから保護又は、それを低減するために必要に応じ、避難等の防護対策を講ずるものとする。

2 防護措置等の基本的な考え方

原子力災害に伴う被ばくの形態には、外部被ばくと内部被ばくがあり、外部被ばくに関しては、線源から、できるだけ距離を隔て、放射線の遮へい、放射線を浴びる時間を短くすることを原則とし、内部被ばくに関しては、放射性物質で汚染された空気や食物等を体内に取り込まないようにすることを基本として、必要な防護対策を講ずるものとする。

第2節 緊急事態を判断するEALの枠組み

泊発電所の状態に応じた緊急事態を判断するEALの枠組みについては、国が定める原子力災害対策指針（以下「指針」という。）によるものとし、次のとおりとする。

なお、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意するものとする。

区分	事態の判断基準	緊急事態区分における措置の概要
第1 非常配備 (情報収集事態)	泊村（所在村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。	

区分	警戒事態を判断するEAL（AL（※①を参照）） 【新規制基準による適合審査合格前に適用される規定（※②を参照）】	緊急事態区分における措置の概要
第2 非常配備	【実用発電用原子炉】 ①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

区分	施設敷地緊急事態を判断するEAL（SE（※①を参照）） 【新規制基準による審査合格前に適用される規定（※②を参照）】	緊急事態区分における措置の概要
第3非常配備	【実用発電用原子炉】 ①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

区分	全面緊急事態を判断するEAL（GE（※①を参照）） 【新規制基準による審査合格前に適用される規定（※②を参照）】	緊急事態区分における措置の概要
第3非常配備	【実用発電用原子炉】 ①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

※① (AL)=ALert、(SE)=Site area Emergency、(GE)=General Emergency

※② 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期

間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。

第3節 緊急事態における防護措置等

1 泊発電所の状態に応じた防護措置等

泊発電所の状態等に応じた住民等に対する防護措置等については、次のとおりとする。

区分			事故・事象 の代表例	一般住民 (要配慮者を含む。)	観光客等の 一時滞在者
情報収集事態	(初動体制)	第1非常配備	泊村で震度5弱又は5強の地震が発生した事態	—	—
警戒事態	EAL(AL)	第2非常配備	・泊村で震度6弱以上の地震が発生	—	—
施設敷地緊急事態	EAL(SE)	第3非常配備	・全交流電源喪失	・屋内退避準備	・早期の帰宅(UPZ外へ移動)
緊急事態宣言発出時(原子力全面緊急事態)	EAL(GE)		・原子炉に注水ができない(冷やせない。)	・屋内退避 ・緊急時モニタリングの結果により、避難等の実施及び安定ヨウ素剤の服用 ・事態の規模、時間的な推移に応じて、国からUPZ内において予防的に避難するよう指示があった場合に避難を実施	・早期の帰宅が困難場合は、最寄りの公共施設等に退避 ・他の防護措置等は、一般住民と同じ対応となる。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。

区 分	基準の概要	基準の目的	防護措置等の概要
緊急防護措置	O I L 1 ・ 500 μ Sv/h を超える ・ 住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	・ 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため	・ 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4 ・ β 線：40,000cpm以上 ・ 除染を講じるための基準	・ 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため	・ 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2 ・ 20 μ Sv/h 以上 ・ 地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	・ 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため	・ 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準 ・ 0.5 μ Sv/h 以上 ・ 飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	・ O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備をするため	・ 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6 ・ 俱知安町原子力防災計画編の別添2を参照 ・ 飲食物の摂取を制限する際の基準	・ 経口摂取による被ばく影響を防止するため	・ 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

※O I L（Operational Intervention Level）：運用上の介入レベル

第4節 防護措置決定の流れ

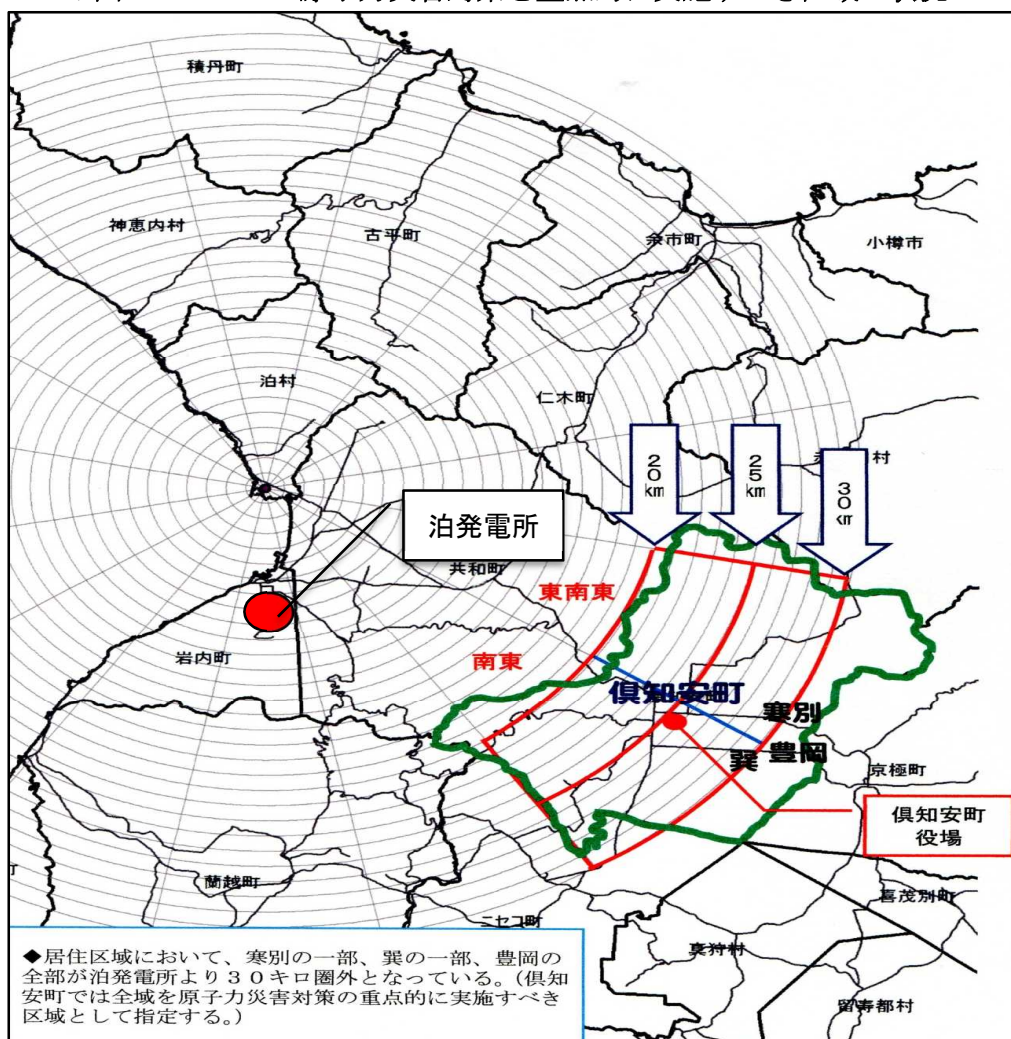
住民等への防護措置については、指針で定める緊急事態区分を判断するEALの枠組み及びOILの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の要請・指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、倶知安町原子力災害警戒本部長（以下、「警戒本部長（町長）」という。）又は倶知安町原子力災害対策本部長（以下、「対策本部長（町長）」という。）が決定する。

なお、放射性物質が放出された後は、国は、緊急事態の状況によりOILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととしている。国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された対策本部長（町長）当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

第5節 防護対策区域の状況

泊発電所の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況については、図2-5-1、表2-5-1で示すとおりである。（本町において泊発電所から30キロメートルを超える地域が一部存在するが、全域を「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」に指定するものとする。）

◆図2-5-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況



◆表２－５－１ 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況

令和3年10月1日現在 町村調べ

町 村 名	OIL地点名	避 難 区 域 名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性 別		要 配 慮 者 の 状 況						集 合 場 所 名	地区に所在する病院、 社会福祉施設(入所者 の有る施設のみ)
					男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊 婦 (人)	外国人 (人)	避難行 動要支 障者 (人)			
俱知安町	SE-26L（俱知安 モータリングポスト）	駅前周辺地区（区域①）	722	1,216	621	595	52	127	6	65	178	総合体育館	ありか、認知症対応型共同生活介護、絆、人と人をつなぐ陽だまり、ワークしよぶようてい、グループホームまどか、グループホームしずく	
		琴平市街地区（区域②）	665	1,331	688	643	79	149	7	28	186	北陽小学校	グループホームほし	
		北西地区（区域③）	598	1,082	527	555	35	118	2	17	269	俱知安中学校	ワークステーション輝	
		南西地区（区域④）	1,261	2,317	1,151	1,166	109	255	7	107	367	西小学校	夢のたくみ	
		北5東1・2～南4東1・2地区（区域⑤）	864	1,596	777	819	67	199	6	33	226	俱知安小学校	グループホームそら、グループホームかぜ、グループホームよろこび	
		南東地区（区域⑥）	983	1,917	978	939	128	203	13	27	257	文化福祉センター	介護老人保健施設麗華苑、グループホームゆめ	
		八号振興会地区（区域⑦）	517	979	492	487	61	116	6	19	165	俱知安小学校	グループホームえがお	
		六郷親交会地区（区域⑧）	686	1,288	679	609	66	177	7	28	168	東小学校	グループホーム羊蹄、グループホームここに	
	SE-20（ニセコ ワイス配水池）	花園地区（区域①－1）	1	4	2	2	0	3	0	1	0	総合体育館		
	SE-23M（俱知安 町清掃セン ター）	旭地区（区域①－2）	92	155	89	66	4	18	0	15	31	総合体育館		
		岩尾別地区（区域①－3）	160	318	162	156	26	29	0	11	47	総合体育館		
	SE-23L（峠下屋 外拡声子局）	峠下地区（区域③－1）	25	33	19	14	0	4	0	0	24	俱知安中学校	羊蹄セルフ、福祉ホーム羊蹄、羊蹄ハイツ	
	SE-27（高砂地 域センター）	高砂地区（区域⑤－1）	325	467	299	168	13	40	2	26	46	俱知安小学校		
		比羅夫地区（区域⑤－2）	95	199	97	102	8	26	0	3	40	文化福祉センター		
	SE-28（富士見 消防機械器具置 場）	富士見地区（区域⑥－1）	78	179	88	91	6	23	0	0	53	文化福祉センター		
	ESE-25（瑞穂モ ータリングポスト）	琴平郊外地区（区域⑧－1）	63	138	71	67	5	16	0	3	34	東小学校		
		瑞穂地区（区域⑧－5）	42	91	44	47	3	9	0	0	25	東小学校		
		八幡地区（区域⑧－6）	110	261	130	131	9	28	2	5	74	東小学校		
	ESE-24（旧末広 小学校グラウン ド）	高見地区（区域⑧－2）	13	37	16	21	2	2	1	0	7	東小学校		
		末広地区（区域⑧－3）	5	10	7	3	0	2	0	0	3	東小学校		
		出雲地区（区域⑧－4）	24	64	33	31	2	9	0	0	17	東小学校		
	ESE-28（大和研 修所）	大和地区（区域⑧－7）	5	11	6	5	0	0	0	0	4	東小学校		
		扶桑地区（区域⑧－8）	9	24	14	10	0	3	0	0	4	東小学校		
	ESE-31（東部地 域会館）	寒別西地区（区域⑨－9）	29	51	28	23	0	1	0	0	25	東小学校		
		寒別東地区（区域⑨－9）	27	63	31	32	1	9	0	0	0	東小学校		
		美西地区（区域⑨－10）	7	22	11	11	2	4	0	0	1	東小学校		
		美東地区（区域⑨－10）	7	16	10	6	0	0	0	0	0	東小学校		
		豊岡地区（区域⑨－11）	31	72	37	35	1	9	0	0	21	東小学校		
	SE-26R（サンス ポーツランド くっちゃん）	山田地区（区域⑩）	421	636	332	304	25	58	5	223	24	サンスポーツランドくっちゃん		
		樺山地区（区域⑩－1）	138	246	125	121	17	37	1	83	10	サンスポーツランドくっちゃん		
	計		8,003	14,823	7,564	7,259	721	1,674	65	694	2,306			

第6節 避難の事前準備

町長は、防護措置を行うにあたり、屋内退避施設等（バス集合場所を兼ねる。）を定め、あらかじめ、職員の中から屋内退避施設責任者（バス集合場所責任者を兼ねる。）を指定するとともに、要配慮者等を把握しておくものとする。

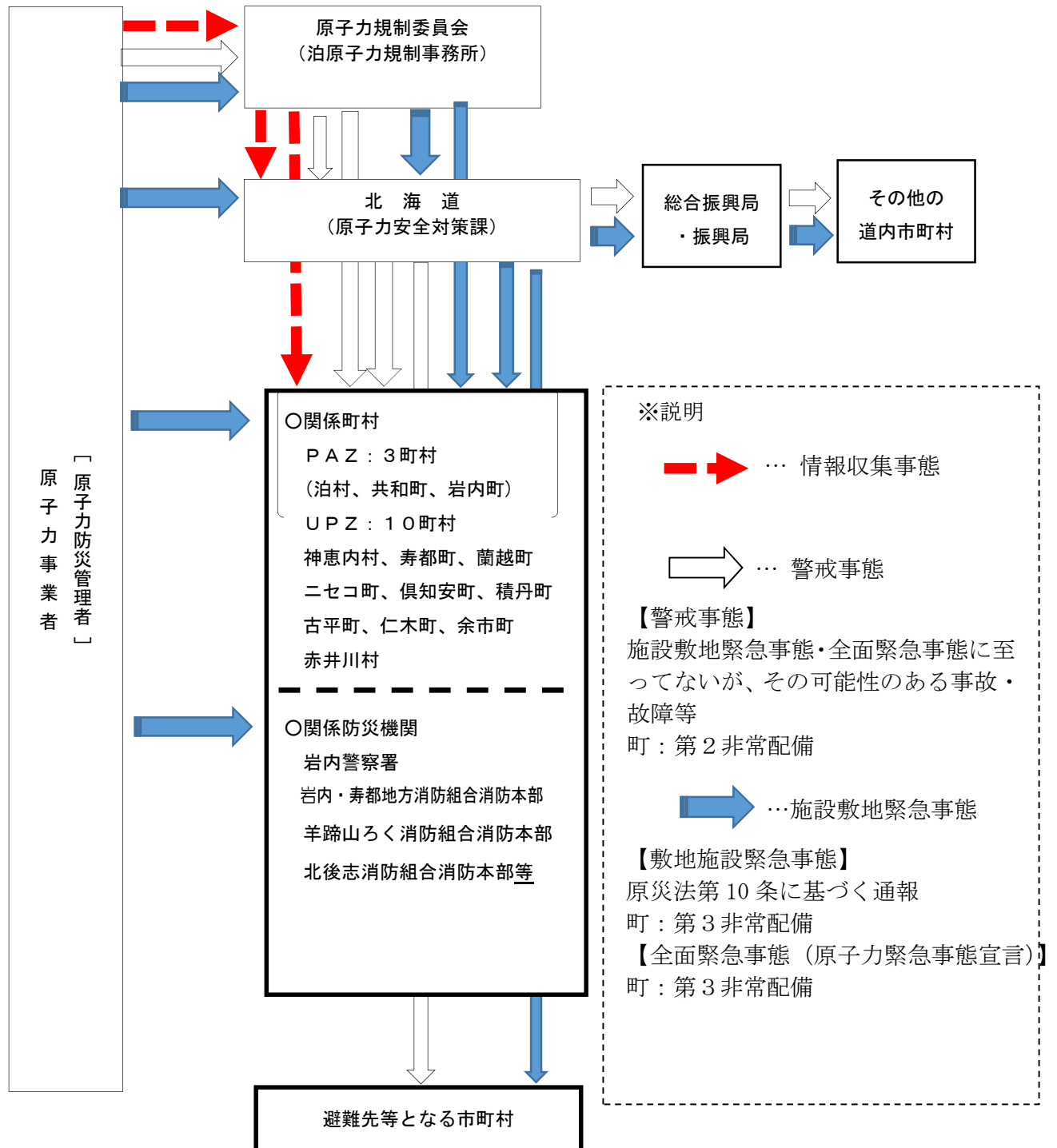
なお、避難（数時間内を目途に区域を特定し避難を実施）及び一時移転（1日内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に避難を実施）（以下、「避難等」という。）はバス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、バス等や自家用車等による避難予定者を事前に把握し、バス集合場所、屋内退避施設、避難先市町村の一時滞在場所及び避難所（旅館、又はホテル等）を定めるとともに、職員の中から、統括責任者、バス集合場所責任者（屋内退避施設責任者を兼ねる。）、避難誘導責任者、避難所責任者（一時滞在場所責任者を兼ねる。）、一時滞在場所責任者（避難所責任者を兼ねる。）及び避難バス責任者を指定しておくものとする。

また、避難退域時検査及び簡易除染に関しては、道原子力災害医療活動実施要領に基づき、実施するものとする。

第3章 緊急事態における配備体制

第1節 事故発生通報の流れ

緊急時（警戒事態発生以降）における通報連絡体制は次のとおり。



第2節 各区分における緊急事態応急対策の内容

体制 区分	本部 設置	事態 区分	緊急事態応急対策の内容
第1非常配備体制	(初動体制)	情報収集事態	[国及び道等との連携] ・国（原子力規制委員会及び原子力規制庁泊原子力規制事務所）、道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整 [情報受理・連絡] ・国等からの情報の受理 ・町関係の指定地方公共機関へ情報収集事態の連絡（道と重複連絡にならないように要調整） [住民等対応] ・住民等からの問い合わせ対応
第2非常配備体制	災害警戒本部の設置	警戒事態 EAL（AL）	[国及び道等との連携] ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 [情報受理・連絡] ・国等からの情報の受理 ・町関係の指定地方公共機関へ警戒事態の連絡（道と重複連絡にならないように要調整） [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・モニタリング情報、気象情報 ・北海道電力株式会社からの情報収集 [住民広報] ・事故等情報に係る広報 ・住民等からの問い合わせ対応 [緊急時モニタリング] ・緊急時モニタリング班【北海道が設置】への参画
第3非常配備体制	災害対策本部の設置	施設敷地緊急事態 EAL（SE）	[国及び道等との連携] ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 [情報受理・連絡] ・国等からの情報の受理 ・町関係の指定地方公共機関へ施設敷地緊急事態の連絡（道と重複連絡にならないように要調整） ・道現地災害対策本部及び現地事故対策連絡会議への参画 ・国への専門家の派遣要請 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理

			・緊急時モニタリング情報、気象情報 [住民広報] ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力 [緊急時モニタリング] ・緊急時モニタリングセンター（EMC）（国が設置）への参画 [防護措置] ・屋内退避の準備（屋内退避施設の開設準備） ・安定ヨウ素剤の配布準備
第3 非常配備体制	災害対策本部の設置	全面緊急事態 EAL（GE）	[国及び道等との連携] ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ・道現地災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会への参画 ・国、道への必要な協力の要請等 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 [住民広報] ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の運営 ・報道機関との相互協力 [緊急時モニタリング] ・緊急時モニタリングセンター（EMC）（国が設置）への参画 [防護措置] ・屋内退避の実施（屋内退避施設の開設、住民等の受入） ・安定ヨウ素剤の配布及び服用の判断 ・原子力被災者生活支援チームとの連携

第4章 広報及び指示伝達

第1節 伝達手段

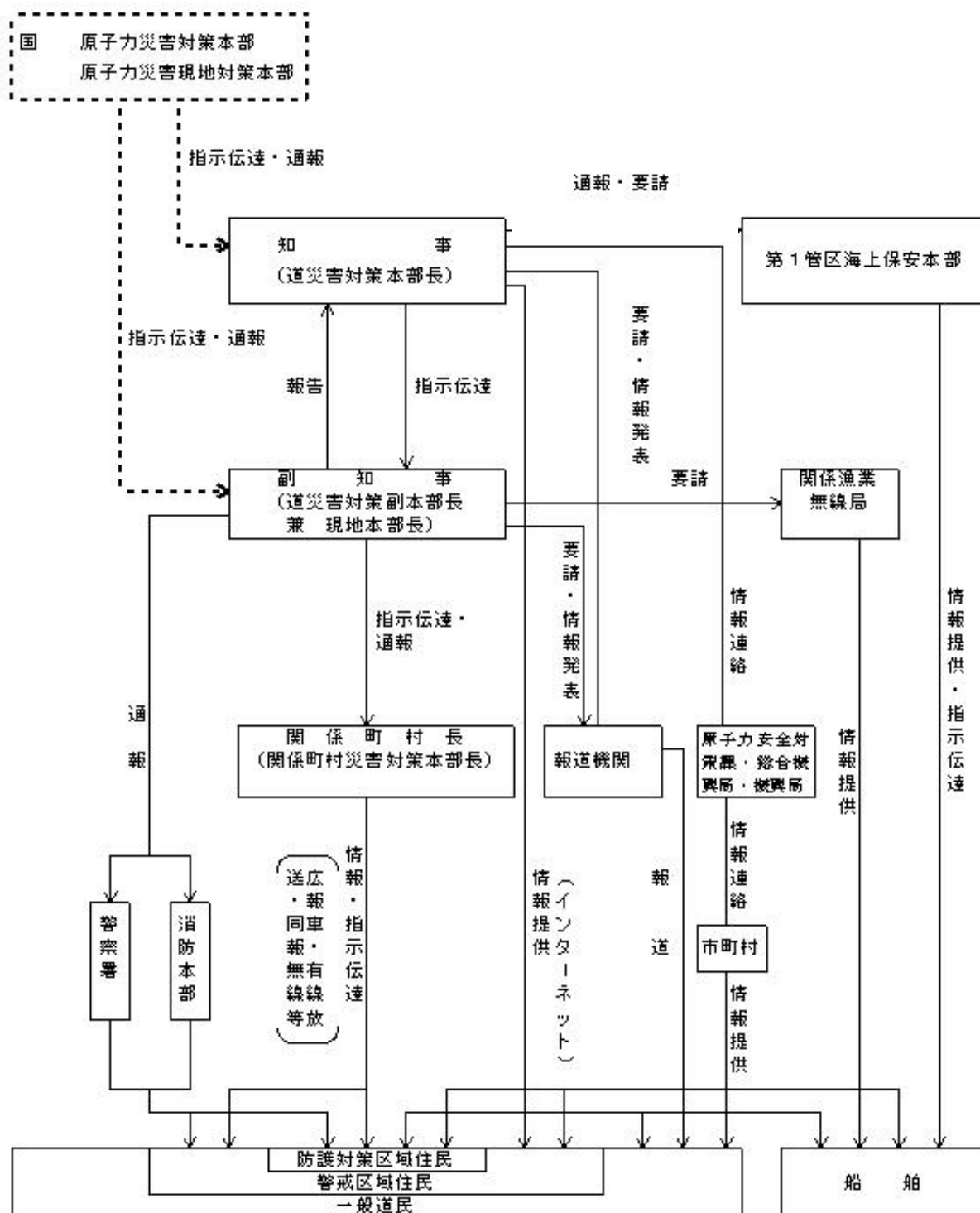
住民等への広報については、次の方法により実施するものとする。

- （1）テレビ、ラジオ等の報道機関による緊急放送
- （2）防災行政無線による放送
- （3）広報車による巡回広報
- （4）携帯電話等へのメール配信（緊急速報エリアメール等の活用）
- （5）インターネットを活用した広報（防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。）
- （6）臨時災害放送局の活用（北海道総合通信局からの貸与又は整備）

(7) その他の有効な伝達手段を活用するものとする。

第2節 伝達経路

図3-1-1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第3節 伝達内容

住民等への広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 事故の概要
- イ 泊発電所における対策状況
- ウ 災害の現況及び今後の予測
- エ 町及び道並びに防災関係機関の対策状況
- オ 町民等のとるべき措置及び注意事項
- カ 避難経路における渋滞情報等
- キ その他必要と認める事項

第5章 屋内退避

第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、指針で定めるEALを踏まえ、施設敷地緊急事態発生後、国や道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行うものとする。

なお、独自の判断を行う場合にあっては、住民等の被ばくリスクを低減するため気象情報（天候、風向、風速など）や緊急時モニタリング結果等を的確に把握したうえで実施するものとする。

第2節 屋内退避の指示等

1 屋内退避の指示等

- (1) 対策本部長（町長）は、屋内退避を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請するものとする。

また、住民等に対しては、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等の広報手段を用いて屋内退避を指示するものとする。

- (2) 対策本部長（町長）は、住民等に対して屋内退避を指示するときは、

- ア 住民等は、原則として屋内にとどまること。
 - イ 外出者は、速やかに帰宅すること。
 - ウ 直ちに帰宅が困難な場合は、最寄りの公共施設等に退避すること。
 - エ PAZ内の住民等の避難が円滑に実施されるよう配慮すること。
- を指示するものとする。

- (3) 対策本部長（町長）は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等の広報手段を用いて、現在の災害状況、風向、必要に応じて降雨、降雪、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努めるものとする。

- (4) 対策本部長（町長）は、町教育委員会等と連携し、園児・児童生徒を迅速、かつ、安全に屋内退避させるものとする。

2 屋内退避施設責任者のとるべき措置

町災害対策本部から屋内退避施設等（バス集合場所を兼ねる。）の開設指示があった場合は、屋内退避施設等に速やかに移動し、自宅での屋内退避ができない者及び観光客等の一時滞在者（以下「一時滞在者等」という。）を受入れるものとする。

なお、一時滞在者等の受入れにあたり、屋内退避施設等の入口付近に屋内退避施設等である旨を表示し、入口付近で、施設等内へ誘導するものとする。

また、町災害対策本部から避難等の指示があった場合は、屋内退避施設責任者からバス集合場所責任者の任にあたるものとする。

3 屋内退避に関する住民等への指示事項

対策本部長（町長）は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の留意事項を正確、かつ、簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

ア すべての窓、換気口、扉等の開口部を閉鎖すること。

イ すべての換気扇及び外気導入型の空調、暖房設備等を停止し、外気の流入を防止すること。

ウ できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等による道災害対策本部又は倶知安町災害対策本部（以下、「町対策本部」という。）からの指示、情報に留意すること。

エ 食料品は、容器に入れて蓋をすること。

なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。

オ 帰宅した人は、洗顔、手洗い及びうがいを励行すること。

なお、着用していた衣類等に雪片及び雨粒等が付着しているときは、玄関等から屋外に向けて雪払い等を実施するものとする。

カ 電話による問い合わせを控えること。

キ 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ必要な物を用意すること。

ク うわさや憶測に流されず、町災害対策本部からの指示に従うこと。

ケ 飼養動物（産業動物、愛玩動物）についても可能な限り、屋内退避させること。

4 屋内退避の解除がなされたときの措置

対策本部長（町長）は、屋内退避を解除した場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

ア テレビ、ラジオ等による災害の情報及び防災行政無線、広報車、緊急速報メール等による町災害対策本部からの指示伝達に留意すること。

イ 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

ウ 町災害対策本部から直接又は町内会長等を通じて配布される被災地住民登録票に必要事項を記載し、対策本部長（町長）が指定する日時までに直接又は町内会長等を通じて町に提出すること。

第6章 避難等

第1節 避難等の指示基準

対策本部長（町長）は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び指針を踏まえた国の指導・助言・指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難又は一時移転（以下、「避難等」という。）のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

第2節 避難等

1 避難等の準備

対策本部長（町長）は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出後、国又は、道の指示等により、避難等対象区域に指定された場合を想定し、避難等の準備を行うものとする。

2 避難等の指示等

（1）対策本部長（町長）は、旅館、又はホテル等へ避難等をするまでの間、避難者の一時滞在及び避難所への振り分け等を行うための一時滞在所の開設等を避難先市町村へ要請するものとし、施設敷地緊急事態（EAL（SE））を認知した場合に一時滞在所責任者（避難所責任者を兼ねる。）を派遣するものとする。

（2）対策本部長（町長）は、避難等を決定したときは、あらかじめ指定された旅館、又はホテル等への受入れの準備を依頼するものとする。

なお、施設敷地緊急事態（EAL（SE））を認知した段階で、一時滞在所へ避難所責任者（一時滞在所責任者を兼ねる。）を速やかに派遣し、避難所施設管理者等と受入体制に関する調整を図るものとする。

（3）対策本部長（町長）は、全面緊急事態（EAL（GE））の段階で、道から予防的避難の指示を受けた場合は、上記（1）及び（2）の対応をとるものとし、各派遣者に速やかに指示するものとする。

なお、道からの予防的避難の指示前に他の市町村への避難等が必要であると判断した場合は、国等と協議のうえ上記（1）及び（2）の対応をとるものとし、各派遣者に速やかに指示するものとする。

（4）対策本部長（町長）は、避難等を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに、避難等受入市町村に受入協力を要請するものとする。

また、防護対策区域内の住民等に対しては、広報車、防災行政無線、緊急速報メール等の広報手段を用いて避難等を指示するものとする。

（5）対策本部長（町長）は、住民等に対する避難等措置の実施について、次により行うものとする。

ア 避難等のためのバス集合場所、避難経路及び避難先市町村（一時滞在所）を決定

すること。

イ 住民等に対し町内会ごとのバス集合場所等に集合するよう指示すること。

ウ 町災害対策本部等が手配した車両又は自家用車等により、住民等を一時滞在場所を経由して避難所（旅館、又はホテル等）に移動させること。

- (6) 対策本部長（町長）は、住民等に対し、避難等を指示するときは、バス集合場所等（表 6-2-1）避難経路及び避難先自治体（表 6-2-2 及び図 6-2-1 のとおり）を指定し、バス集合場所責任者等を派遣して避難者の保護に当たらせるものとする。

この場合において、住民等の集合は原則として、徒歩又は自家用車等によるものとし、自家用車等を使用する場合はあらかじめ定められたルール及び町災害対策本部からの指示に従って使用するものとする。

また、避難等は、職員、消防職（団）員又は警察官等の誘導のもとに実施するものとする。

- (7) 対策本部長（町長）は、避難等の措置を実施するに当たって、自力で避難等ができない傷病者等及び要配慮者の救出に特に配慮するものとする。

- (8) 対策本部長（町長）は、バス集合場所から避難所への住民等の移動については、移動が円滑に行われるよう、必要な車両等の確保に努めるとともに、国及び道の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて実施するものとする。

なお、車両が不足した場合は、避難等を必要とする区域内の自家用車の所有者等の協力を受けるものとする。

3 避難等に関する住民等への指示事項

対策本部長（町長）は、避難等を実施するときは、住民等に対して、次の留意事項を正確、かつ、簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

ア 町災害対策本部又は町内会長等の指示を確認してから行動すること。

イ マスク、手袋及び外衣を着用すること。

ウ 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。

エ 電気器具のコンセントを抜き、ガス・水道（冬期間）などの元栓を止めること。

オ 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。

カ 漏電事故防止のためブレーカー等を落とすこと。

キ 隣人にも避難等の指示を確認すること。

ク 自家用車等により避難等を実施する場合、交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。

ケ バス集合場所から避難所までは、町災害対策本部が手配した車両等により移動すること。ただし、自家用車等避難者を除く。

コ 避難等の際には、避難経路上の指定する場所で必ず避難退域時検査を受けること。

4 バス集合場所責任者及び避難誘導責任者のとるべき措置

- (1) 避難誘導責任者は、町災害対策本部から避難等の指示があった場合は、バス集合場所等へ速やかに移動し、先に派遣されているバス集合場所責任者（屋内退避施設責任者を兼ねる。）とともに、住民等の保護・確認を実施できるよう、また、町災害対策本部との

情報伝達手段の確保及び被災地住民登録票の授受及び記載事務が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

- (2) バス集合場所責任者は、バス集合場所において、町内会長等の協力を得て、住民等の保護・確認を行い、避難誘導責任者は、対策本部長（町長）が指示した車両等に誘導し、乗車させるものとする。
- (3) 避難誘導責任者は、避難等の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図るものとする。
- (4) 避難誘導責任者は、要配慮者等及び児童生徒を優先的に誘導し、避難等をさせるものとする。
- (5) バス集合場所責任者は、住民等に対して被災地住民登録票を配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。
- (6) バス集合場所責任者は、次の事項を処理するものとする。
 - ア 一時滞在者等の受入れにあたり、バス集合場所の入口付近にバス集合場所である旨を表示するものとする。
 - イ 避難等を行った区域名、世帯数、人数等について、逐次、町災害対策本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
 - ウ 常に町災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - エ 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、要配慮者等の要求の把握に努めること。
 - オ 町災害対策本部が供給する必要物資は、平等、かつ、能率的に給付すること。
 - カ バス集合場所等及び住民等の衛生の確保に努めること。
- (7) バス集合場所責任者及び避難誘導責任者は、住民等の避難等の誘導が終了した場合は、町災害対策本部にその旨を報告し、施設を閉館後、町災害対策本部に戻るものとする。

5 避難バス責任者のとるべき措置

避難バス責任者は、避難バスに乗車し、避難者の管理にあたるものとする。なお、任務が完了した場合は、町災害対策本部の指示に従うものとする。

6 統括責任者及び一時滞在場所責任者（避難所責任者を兼ねる。）のとるべき措置

- (1) 統括責任者は、町災害対策本部において、一時滞在場所責任者へ必要な指示を出し、一時滞在場所責任者からの連絡及び報告等を取りまとめ、町災害対策本部の担当対策部長に報告し、報告後にホワイトボード等に必要な情報を記入するものとする。

なお、町内での任務が完了後は、避難先の町災害対策本部が設置される場所において、統括責任者から町地域防災計画で定める避難所班長の任務に切り替わるものとする。
- (2) 一時滞在場所責任者（避難所責任者を兼ねる。）は、町災害対策本部から一時滞在場所への派遣指示を受けた場合は、一時滞在場所へ速やかに移動し、避難先の担当職員及び一時滞在場所の施設管理者と受入体制に関する調整を図るとともに、町民等の保護・確認を実施できるよう、また、町災害対策本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登

録票の授受及び記載事務並びに道等が実施する緊急被ばく医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

なお、管轄の総合振興局から、職員が派遣された場合は、その職員と連携し、任務にあたるものとする。

- (3) 一時滞在場所責任者（避難所責任者を兼ねる。）は、被災地住民登録票が必要な住民等に対して配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。
- (4) 一時滞在場所責任者（避難所責任者を兼ねる。）は、次の事項を処理するものとする。
 - ア 避難等を行った区域名、世帯数、人数等について、逐次、町災害対策本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
 - イ 常に町災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - ウ 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
 - エ 町災害対策本部が供給する必要物資は、平等、かつ、能率的に給付すること。
 - オ 避難所及び住民等の衛生の確保に努めること。
- (5) 一時滞在場所責任者（避難所責任者を兼ねる。）は、一時滞在場所での任務が進行し、避難等してきた住民等が減少した場合には、避難所責任者（町地域防災計画に定める避難所班を兼ねる。）の任務も担い、一時滞在場所責任者の任務が完了するまで状況に応じて交互にその任務にあたるものとする。ただし、人員が不足するときは、町災害対策本部に増員及び避難所に避難所責任者任務の協力要請をするものとする。

7 避難所責任者（一時滞在場所責任者を兼ねる。）のとりべき措置

- (1) 一時滞在場所において、受入市町村の旅館及びホテルへの受入要請をするものとし、受入市町村が決定したら避難者等に口頭等で避難所を伝達するものとする。
- (2) 一時滞在場所が閉鎖された後は、各避難所を巡回し、避難者の管理及びニーズ調査をし、それを取りまとめ、町災害対策本部に報告する。

8 住民等の留意事項

- (1) 町内のバス集合場所及び避難先の一時滞在場所及び避難所（旅館、又はホテル等）において相互に扶助協力するとともに、町及び避難先市町村職員の指示に従い、冷静に行動するものとする。
- (2) 道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力するものとする。
- (3) 被災地住民登録票の記載に当たって、町内のバス集合場所責任者、又は一時滞在先等の一時滞在場所責任者若しくは、避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載するものとする。

9 避難所の使用が適切でないと判断されたときの措置

- (1) 旅館、又はホテル等側より一時、施設の明け渡しを要求されたとき、それに応ずるも

のとする。

(2) 町は、道と調整し、一時避難先を決定するものとする。

10 避難等の解除がなされたときの措置

(1) 避難所責任者は、対策本部長（町長）から避難等の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

ア テレビ、ラジオ等による災害の情報及び広報車、緊急速報メール等による町災害対策本部からの指示伝達に留意すること。

イ 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

ウ 避難誘導責任者又は避難所責任者から配布された被災地住民登録票に必要事項を記載し、対策本部長（町長）が指定する日時までに直接、又は町内会長等を通じて町に提出すること。

(2) 避難誘導責任者は、町災害対策本部が手配するバス等により、避難等の要領に準じて住民等を当該区域のバス集合場所に輸送するとともに、必要に応じて要配慮者等の帰宅支援を行うものとする。

(3) 避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、破損の有無や残留物の点検を行い、避難所施設管理者の確認を受けるとともに、町災害対策本部へ直ちに報告するものとする。

◆表6-2-1 町内会等毎の集合場所等一覧（令和3年10月1日現在）

区域 番号	バス集合場所、避難バス乗車場所、屋内退避施設（避難先市町村）	バス乗車及び避難等指示後の屋内退避者想定人数	対象町内会等
		自家用車等避難者想定人数	
①	総合体育館（苫小牧市）	232	平和会／緑町内会／旭会／大通り会／羊蹄町内会／中央九号会／高校通り会／第一親和会／中央睦会／仲通り振興会／銀座振興会／緑町内会／旭羊町内会／クドサン町内会／ひまわり町内会／ひまわり自治会／花園地区世帯／旭一親睦会／岩尾別町内会の各町内会等
		1,461	
②	北陽小学校（登別市）	182	琴和町内会等
		1,149	
③	倶知安中学校（千歳市）	153	北七自治会／若葉振興会／西一丁目会／基町町内会／北斗振興会／北陽振興会／北光親和会／北友会／北栄親和会／峠下振興会の各町内会等
		962	
④	西小学校（千歳市）	317	南町振興会／南新町町内会／南三条会／南陽振興会／南陽西振興会南九条振興会／しらゆき町内会／林和町内会／東陽振興会の各町内会等
		2,000	

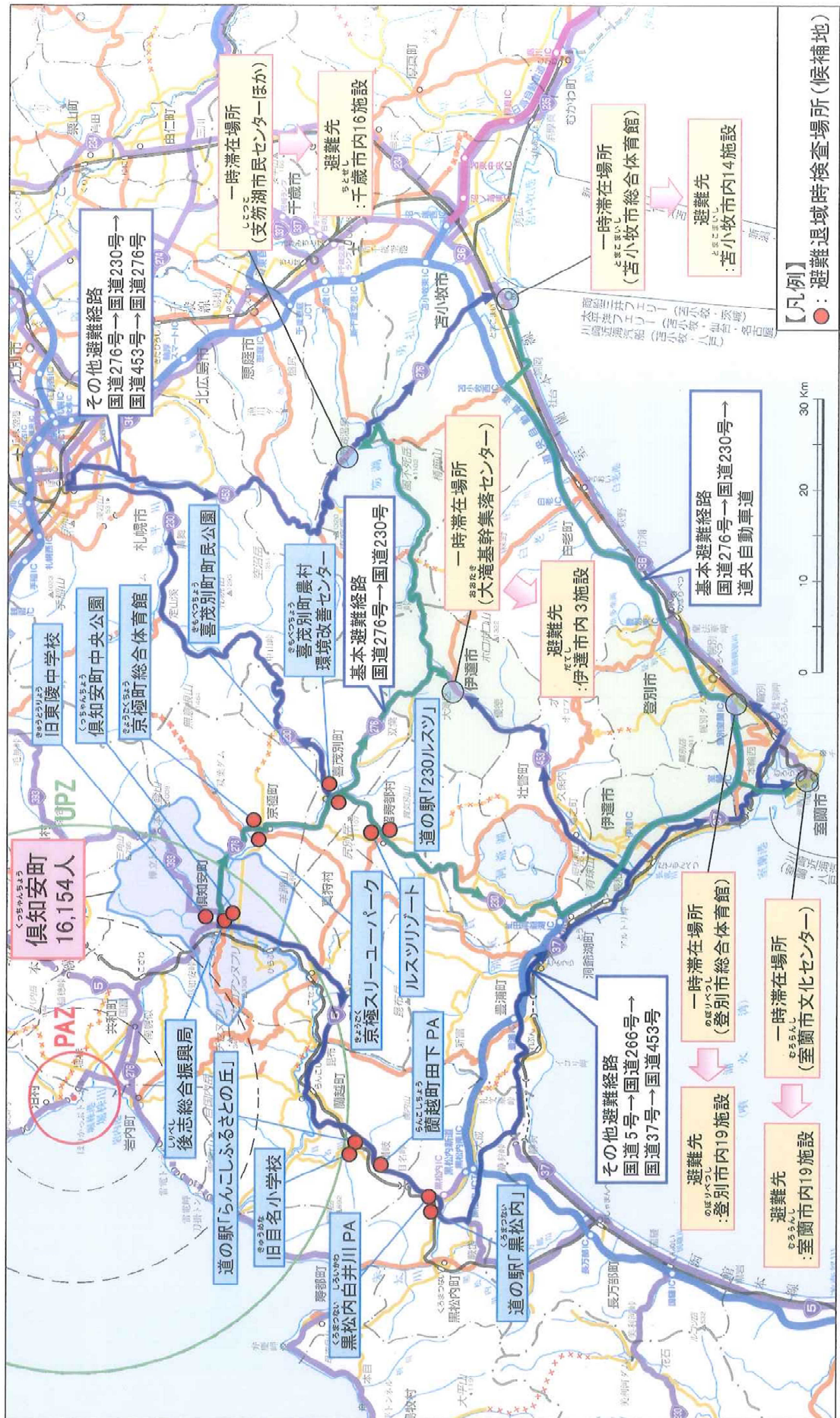
⑤	俱知安小学校 (登別市)	283	七栄振興会／東一丁目会／新東和会／南町協和会／三福会／南栄町内会／眺羊会／双輪会／サンモリッツ町内会／五号線振興会／高砂振興会の各町内会等
		1,780	
⑥	文化福祉センター (登別市)	314	東栄会／えぞ富士町内会／南6条団地町内会／互輪町内会／富士見東振興会／富士見西／富士見町内会／比羅夫一自治振興会／比羅夫二／比羅夫親交会／比羅夫中央振興会／比羅夫市街振興会の各町内会等
		1,981	
⑦	俱知安小学校 (苫小牧市)	134	法人八号振興会／望羊親睦会の各町内会等
		845	
⑧	東小学校 (伊達市)	294	六郷親交会／六郷自治会／羊蹄団地自治会／琴平二町内会／琴平三自治振興会／高見一／高見2自治振興会／末広／出雲一振興会／出雲二実行組合／瑞穂一親交会／瑞穂2振興会／瑞穂東／瑞穂南自治振興会／瑞穂北自治振興会／八幡東自治振興会／八幡西自治振興会／八幡和自治振興会／八幡町内会／八幡羊蹄振興会／大和町内会／扶桑東／扶桑西／寒別一／寒別二振興会／寒別中央会／巽振興会／豊岡自治振興会／豊岡一振興会の各町内会等
		1,854	
⑨	サンスポーツランドくっちゃん (室蘭市)	121	ひらふスキー場第1～第4町内会／山田振興会／樺山町内会の各町内会等
		761	
小 計		2,030	平成25年度避難方法町民アンケート結果により算出 (バス乗車率13.7%で算出)
		12,793	
合 計		14,823	令和3年10月1日の町住民登録データ

※旅館又はホテル等の対応は別途計画により対応する。

◆表6-2-2 主な避難経路及び避難先自治体

主な避難経路	避難先市町村
国道276号⇒国道230号⇒国道276号⇒道道16号	千歳市
国道276号⇒国道230号⇒(虻田洞爺湖IC)道央自動車道(苫小牧西IC)	苫小牧市
国道276号⇒国道230号⇒(虻田洞爺湖IC)道央自動車道(登別室蘭IC)	登別市
国道276号⇒国道230号⇒(虻田洞爺湖IC)道央自動車道(室蘭IC)	室蘭市
国道276号⇒国道230号⇒国道276号(喜茂別町双葉)⇒国道453号	伊達市

◆図6-2-1 一時滞在場所までの主な経路図



第3節 要配慮者等への対応

1 学校の児童・生徒、幼稚園の園児、保育所の幼児

学校の児童、生徒等の在学時において災害が発生した場合は、原則、下校させるものとする。

ただし、下校させることが困難なときは、教諭等の監督のもと、学校施設等にとどまらせることとし、保護者等の迎えがあり次第、引き渡すものとする。

2 病院の入院患者、社会福祉施設等の入所者

バス等による避難等が可能な病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、各施設で所有するバス等並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行うものとする。

なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又は町が指定するコンクリート施設において、屋内退避を行うものとする。

3 在宅要介護高齢者・障がい者

自家用車やバス等による避難等が可能な要介護者等にあつては、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、自家用車やバス等による避難等が困難な要介護者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、町が指定するコンクリート施設において、屋内退避を行うものとする。

4 外国人

泊発電所における事故概要や避難等の指示等の情報が正しく伝わるよう、やさしい日本語や英語等を用いて、適切に情報提供を行うこととする。

第4節 一時滞在者への対応

町は、施設敷地緊急事態（S E）時において、観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、早期の帰宅を求めるとし、早期帰宅が困難な場合には、最寄りの公共施設等での屋内退避を指示するものとする。

第5節 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避

- 1 対策本部長（町長）は、避難等の指示があつた区域内の住民うち、病院や社会福祉施設等に在所していることや在宅で介護を受けていること等により、早期に避難等が困難な住民で健康上の理由等から避難等よりも一旦、屋内退避を優先することが必要な場合にあつては、当該住民に対して気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする。

- 2 知事は、関係町村長が1の屋内退避を指示した場合は、北海道警察本部長、岩内・寿都

地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、当該屋内退避を円滑に行うため、協力を要請することとしている。

- 3 町及び道は、前記1の屋内退避にあたって医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護に留意するとともに、必用に応じて職員を派遣し、住民の保護にあたらせるものとする。
- 4 町及び道は、国と協議のうえ前記1の屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に住民の健康に十分に配慮しつつ、順次、避難等を行うものとする。

第7章 安定ヨウ素剤の服用

知事は、原子力緊急事態が発出され、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からのUPZ内の住民に対する安定ヨウ素剤の配布及び服用指示があった場合、避難住民等の放射線防護のため、避難対象区域を含む町村長と連携し、別途定める手続き（「別添（①～⑤）」のとおり）によって、住民等に対し、安定ヨウ素剤の配布並びに服用指示を行うこととしている。

また、UPZ内の住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示があった場合、本部長（知事）は、避難等又は屋内退避等の対象区域を含む町村長と連携し、住民等に対し別途定める手続によって、安定ヨウ素剤を配布並びに服用の指示を行うこととしている。

対策本部長（町長）は、指針を踏まえ、国や知事の指示がある場合は当該指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、放射線防護のため安定ヨウ素剤を配布並びに服用を指示するものとする。

第8章 飲食物の摂取制限

本部長（町長）は、指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、摂取制限、飲食物の出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

第9章 救急医療体制

原子力災害医療協力医療機関は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難等指示を受け、避難所等に避難等をする住民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、住民等の一般傷病者に対する救急医療について、羊蹄山ろく消防組合消防本部と連携して対応するものとする。

第10章 感染症対策

1 感染症流行下における防護措置

新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下において原子力災害が発生した場合は、町及び道は、必要に応じて次の感染症対策を講じながら防護措置を実施するものとする。

2 感染症対策

(1) バス等における避難時

ア バス集合場所での対応

(ア) 受付時にマスクの着用確認や手指消毒を実施するとともに、検温や住民等からの申告により、発熱、咳等の症状がある者や濃厚接触者など感染の疑いがある者（以下「感染疑い者」という。）の確認（以下「健康確認」という。）を行うものとする。

(イ) 人と人との距離を確保するとともに、感染疑い者とそれ以外の者とはスペースを分離するものとする。

(ウ) 密集等を避けるため、集合時間帯を分けるなど、必要に応じ住民の集合を分散化するものとする。

イ 車両内での対応

(ア) マスクの着用及び手指消毒を実施するとともに、必要に応じて座席の間隔を空けて着席する。また、乗務員と住民との距離を可能な限り離すなど飛沫感染防止策を講ずるものとする。

(イ) 全面緊急事態以降に避難する場合は、放射性物質が放出される事態に備え、UPZ内を越えるまで原則、換気はしないものとし、自家用車による避難の際も同様とする。

(ウ) 感染疑い者とそれ以外の者については、車両を分けて避難することとし、やむを得ず同一の車両で避難する場合は、十分な間隔を確保する、ビニールシート等で車内を区切る等の対策を講ずるものとする。また、感染疑い者については、必要に応じて保健所と連携し対応するものとする。

(2) 屋内退避時

ア 放射性物質による被ばくを避けるため、屋内退避の指示が出ている間は、原則換気をしないものとする。

イ 放射線防護施設や指定避難所、医療機関や社会福祉施設等での屋内退避に当たっては、マスクの着用確認や手指消毒、健康確認、人と人との距離の確保や、感染疑い者とそれ以外の者とのスペースの分離等の措置を講ずるものとし、これらの実施が困難な場合は、道や関係町村の調整によりUPZ外の避難先へあらかじめ避難を行うものとする。

(3) 避難退域時検査場所

住民検査及び簡易除染については、感染疑い者とそれ以外の者の分離や人と人との距離の確保などの対策を講ずるものとし、密集を避けるため十分に換気が可能な会場を優先して開設し、必要に応じて検査場所を増設するものとする。

(4) 安定ヨウ素剤の緊急配布

自家用車による避難の場合には、住民が車両から降車せずに受け取ることを可能とするなど、密集を避けることができる配布方法とする。

(5) 一時滞在場所及び避難先ホテル等

ア 受付時に自家用車避難者の健康確認を実施するものとし、換気の実施や感染疑い者とそれ以外の者の分離、人と人との距離の確保など、「俱知安町避難所開設・運営マニュアル」等を踏まえた感染症対策を講ずるものとする。

イ 道は、感染症の流行の状況に応じて、周辺市町村長に対し、感染疑い者専用の一時滞在場所の設置を要請することとしている。

(6) その他

ア マスク着用や手指消毒、自己の健康状態の把握や大声での会話を控える等の基本的な感染症対策の徹底や感染症対策用品の持参等について住民等へ周知するものとする。

イ 感染が確認された者については、保健所と連携し対応するものとする。

ウ 本感染症対策に定めるもののほか、感染症対策に必要な事項は、国の関係通知等の内容を踏まえて適切に対応するものとする。

【別添】～別途、定める手続き（第7章 安定ヨウ素剤の配布及び服用）

①UPZにおける安定ヨウ素剤の配布に係る基本的な考え方

平成29年3月30日
北海道保健福祉部
地域医療推進局地域医療課

1 保管場所

（1）丸薬・ゼリー剤

①各町村役場

- ・住民への配布分（一時滞在者等の予備分含む）を保管する。
- ・町村の実情に応じ、出張所、その他公共施設など、役場庁舎以外での保管も可とする。
※必ずしも、診療所など医療機関で保管しなくてもよい

②保健所（岩内・倶知安）

- ・管内の一時滞在者等の予備分、避難退域時検査場所での配布分等を保管する。
- ・避難退域時検査場所での配布分のほか、町村備蓄分で対応できない場合など、必要となる町村（配布場所）へ搬送する。

③道本庁

- ・予備分（避難退域時検査場所、避難所等での配布分など）を保管する。
- ・道が必要となる場所へ搬送する。

※なお、上記のほか、原子力災害医療協力機関、福祉施設等、配布を円滑かつ速やかに行ううえで必要と認められる場所については、保管場所として活用を図るものとする。

（2）水溶液用粉末

- ・岩内保健所、倶知安保健所で保管する。

2 保管数量

- ・現在配備してある数量を基に、必要数量を精査の上、追加配備等を予定。

3 保管・管理方法

- ・各町村の安定ヨウ素剤は、専用保管庫により保管する。
- ・保管場所は、直射日光が当たらないこと、常温であること、人の出入りが少ないことなどの条件を満たす場所とする。

4 避難町村内での配布

（1）考え方

- ・服用のタイミングを逸することなく、避難住民に対して出来るだけ早期に配布するため、避難町村内で配布を行う。
- ・バス避難集合場所など、町村の実情に応じ配布場所を設定する。
- ・避難（一時移転）のタイミングを考慮し、バス車内での配布としても差し支えない。
- ・3歳未満の乳幼児に対してはゼリー剤を配布することを基本とする。
- ・配布に時間を要することで避難（一時移転）に遅れを生じる恐れがある場合は、配布よ

りも避難（一時移転）を優先する場合がある。

(2) 配布責任者・担当者

- ・町村長は、配布が迅速かつ的確に行われるよう、配布責任者及び配布担当者を、町村職員の中からあらかじめ指定しておくものとする。
- ・配布責任者は、町村長の指示を受け、安定ヨウ素剤配布の際、配布担当者を指揮監督し、配布の実施全体についてとりまとめる。
- ・解説書等においては、医師もしくは薬剤師等による配布が望ましいとされているが、各配布場所において、避難（一時移転）と安定ヨウ素剤服用のタイミングを考慮すると、医師等の到着を待つことが適切でないなど、時間的制約などにより医療関係者が関与出来ない事態を想定し、町村職員（※）のみで対応可能な配布体制を整備することも検討する。

※保健師等の有資格者に限らず、一般の事務職員を想定する。

(3) 配布協力者（協力機関）

- ・道は、各町村での配布にあたり、原子力災害医療協力機関（医療機関、関係団体等）の医師、薬剤師や、保健所の保健師などを派遣する。

5 避難退域時検査場所での配布

(1) 考え方

- ・避難町村で配布を受けられなかった者等に対し、避難退域時検査場所で配布を行う。
- ・避難退域時検査場所に近接する町村にあっては、距離・時間等を勘案し、町村内での配布に替えても差し支えない。
- ・3歳未満の乳幼児に対してはゼリー剤を配布することを基本とする。
- ・配布に時間を要することで避難（一時移転）に遅れを生じる恐れがある場合は、配布よりも避難（一時移転）を優先する場合がある。

(2) 配布責任者・担当者

- ・道が組織する医療班が中心となり、避難町村と連携して行う。
 - ・配布責任者は、道災害対策本部の指示を受け、安定ヨウ素剤配布の際、配布担当者を指揮監督し、配布の実施全体についてとりまとめる。
- なお、避難退域時検査場所での配布を行う町村は、配布担当者（対象町村住民への配布に当たり、上記配布責任者の補佐を行う者を含む）を適宜派遣する。

(3) 配布協力者（協力機関）

- ・道が原子力災害医療協力機関（医療機関、関係団体等）に派遣等の協力要請を行う。

6 一時滞在場所での配布

(1) 考え方

- ・避難町村、避難退域時検査場所で配布を受けられなかった者等に対し、予備的な配布として、一時滞在場所で配布を行う。
- ・防護効果が低く、配布の実効性が認められない場合には実施しないこともある。

(2) 配布責任者・担当者

- ・道が組織する医療班が中心となり、避難町村等と連携して行う。

(3) 配布協力者（協力機関）

- ・道が原子力災害医療協力機関（医療機関、関係団体等）に派遣等の協力要請を行う。

7 配布・服用の決定

(1) 配布・服用の指標

- ・原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等により得られる放射性ヨウ素の放出状況により、原子力規制委員会が必要性を判断する。

(2) 配布・服用の指示

- ・O I Lによる避難（一時移転）の指示後、原子力規制委員会の服用判断に基づいて、原子力災害対策本部が指示する。
- ・この指示に基づき、道・町村は避難住民に対して服用指示を行う。
- ・配布・服用指示の住民への周知については、広報車や配布場所周辺等での周知のほか、テレビ・ラジオ等やエリアメールの活用、避難経路上に表示を設置するなど、各関係機関の連携・協力のもと、様々な手法を活用し、住民に早期に伝達できるよう行う。

8 配布方法

(1) 配布・服用の手順

①対象者の確認・記録

- ・配布担当者は、避難住民について、安定ヨウ素剤配布状況確認表（参考様式①）（又は、集合場所ごとに作成する避難住民リスト等を使用しても可）により、配布対象者を確認し、配布状況を記録する。

②服用についての説明

- ・安定ヨウ素剤服用の目的について説明資料（参考様式②）を用いて説明する。
- ・説明は、状況に応じて、個々に行うか、一定の人数をまとめて行うこととし、いずれの方法によっても差し支えない。

③服用可否の確認

- ・服用可否＝「服用不適切者でない（＝ヨウ素アレルギーがない）こと」を確認する。
- ・確認に当たっては、参考様式③を用い、個人ごとに服用可否を確認する。
- ・なお、服用不適切者と判断されたものについては、(2)のとおり対応する。

④服用意志の確認

- ・服用可能な者に対して、口頭で服用意志を確認する。

⑤配布

- ・服用意志のあった者に対して、年齢に応じた数量の安定ヨウ素剤を配布する。
- ・配布した者について、確認表（参考様式①）に記載する。

⑥服用

- ・安定ヨウ素剤（丸薬）は水とともに服用するよう伝える。
- ・バス車内で服用させる場合にあっては、一旦停車するなど、服用しやすい環境に配慮する。
- ・安定ヨウ素剤の服用に伴い、万が一、アナフィラキシーショックが発生した場合は、安静にさせるとともに、オフサイトセンター医療班、又は保健所等に設置する健康相談窓

口に連絡の上、至急医療機関を受診させることとする。

(2) 服用不適切者の扱い

- ・服用不適切者に対しては、避難（一時移転）が最優先である旨を伝え、速やかな避難（一時移転）を促すとともに、保健所等に設置する健康相談窓口について案内する。

9 服用対象

(1) 対象者

- ・住民等全員（ただし、服用不適切者、自らの意思で服用しない者を除く）。

※40歳以上でも対象とする。

※妊娠している者、授乳婦は、新生児への影響を考慮する必要があるものの、原則服用対象。新生児、乳幼児や妊婦の服用は優先させる（放射性ヨウ素による内部被ばくの影響は、胎児や新生児、乳幼児でより大きいとされているため）。

※慎重投与に該当する者（ヨード造影剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体性血症性蕁麻疹様血管炎の既往歴、肺結核、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴）は原則服用対象。

(2) 服用不適切者

- ・安定ヨウ素剤の成分、又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者

10 服用回数、服用量、服用方法等

(1) 服用回数

- ・服用回数は、安定ヨウ素剤の服用による副作用を考慮し、原則1回とする。
- ・なお、2回目の服用指示があった場合は、必ず24時間の間隔を空けて服用する。

(2) 服用量及び服用方法

- ・説明書（参考様式②）のとおりとする。

11 訓練・研修等

(1) 訓練

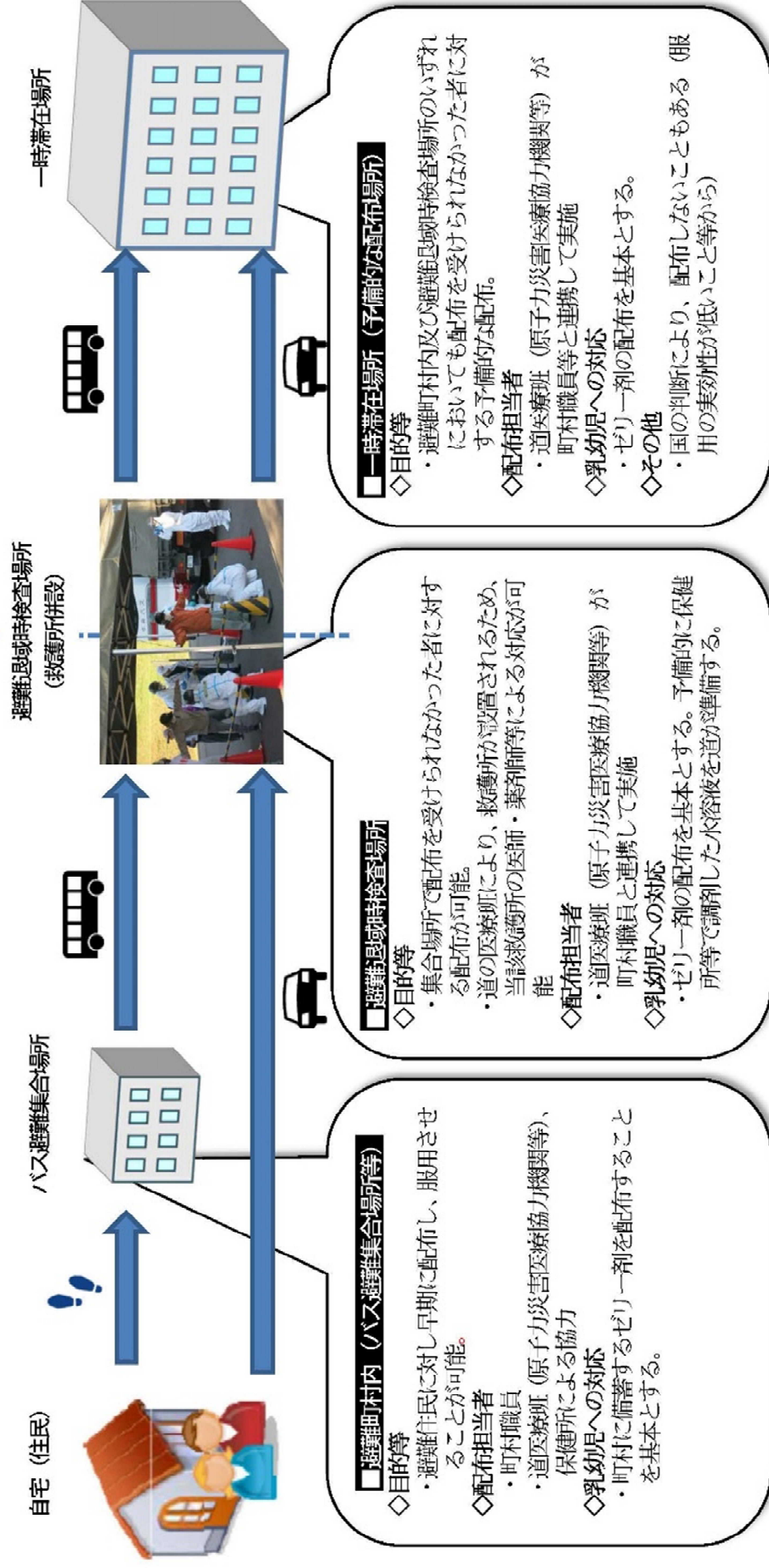
- ・道・町村は原子力防災訓練において、安定ヨウ素剤の配布訓練を実施するとともに、得られた課題等について協力して改善を図る。

(2) 研修

- ・道は、安定ヨウ素剤の配布を担当する医療関係者や町村職員に対する研修を定期的の実施する。

②別紙「UPZにおける安定ヨウ素剤の配布に係る基本的な考え方」に基づく配布体制

3 Q&A図



③安定ヨウ素剤配布状況確認表

町村名

配布場所		配布年月日	
配布責任者		配布担当者	

受領者氏名	住 所 連絡先(TEL)	年齢	性別	妊娠 中	授乳 中	過 敏 症 (注)	薬 剤		特記 事項
							形態	数量	
			男・女	該当・ 非該当	該当・ 非該当	有・無	丸薬・ ゼリー剤	1 丸・2 丸 16.3 mg 32.5 mg	
			男・女	該当・ 非該当	該当・ 非該当	有・無	丸薬・ ゼリー剤	1 丸・2 丸 16.3 mg 32.5 mg	
			男・女	該当・ 非該当	該当・ 非該当	有・無	丸薬・ ゼリー剤	1 丸・2 丸 16.3 mg 32.5 mg	
			男・女	該当・ 非該当	該当・ 非該当	有・無	丸薬・ ゼリー剤	1 丸・2 丸 16.3 mg 32.5 mg	
			男・女	該当・ 非該当	該当・ 非該当	有・無	丸薬・ ゼリー剤	1 丸・2 丸 16.3 mg 32.5 mg	
			男・女	該当・ 非該当	該当・ 非該当	有・無	丸薬・ ゼリー剤	1 丸・2 丸 16.3 mg 32.5 mg	
			男・女	該当・ 非該当	該当・ 非該当	有・無	丸薬・ ゼリー剤	1 丸・2 丸 16.3 mg 32.5 mg	
			男・女	該当・ 非該当	該当・ 非該当	有・無	丸薬・ ゼリー剤	1 丸・2 丸 16.3 mg 32.5 mg	

注) ヨウ素過敏症の方には配布しないこと

④【説明書】原子力災害用安定ヨウ素剤について

禁 止 事 項

- ・ヨウ素を含む医薬品を服用した後、じんましん、呼吸困難や血圧低下などの症状を経験された方、及び、ヨウ素アレルギーと診断されたことのある方は、絶対服用しない。これに該当する方は、速やかに安定ヨウ素剤を返却して下さい。
- ・第三者に譲り渡さない。

服 用 方 法

- ・原子力災害時に国・道や役場から指示があった場合にのみ服用して下さい。それ以外には服用しないで下さい。
- ・安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制する効果がありますが、それ以外の放射線防護効果はありませんので、緊急時に避難や屋内退避の指示がある場合には、その指示に従い行動して下さい。
- ・以下の服用量を必ず守って下さい。多く服用しても、防護効果は上がりません。過剰に服用すると、副作用が発生する可能性が高まります。

年齢	服用剤形・服用量
新生児	ゼリー剤 16.3 mg
生後1か月以上、3歳未満	ゼリー剤 32.5 mg
3歳以上13歳未満（※）	丸薬 1丸
13歳以上	丸薬 2丸

※丸薬の服用が困難な方は
御相談ください。

- ・国・道や役場から特別な指示がない限り、複数回にわたり服用しないで下さい。
- ・服用に当たっては、できる限り、ご家族の方とご一緒に服用してください。万が一、ご自身やご家族の方が体調に異変（呼吸困難、関節痛、発疹など）を感じた場合には、お近くの医師や医療機関、下記相談窓口にご連絡下さい。
- ・妊娠中や授乳中の方が服用した場合には、下記相談窓口にご相談して下さい。

<連絡先（相談窓口）>

北海道後志総合振興局保健環境部（倶知安保健所）	0136-23-1914
“ 岩内地域保健室（岩内保健所）	0135-62-1537
北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課	011-204-5250

⑤安定ヨウ素剤予防服用に関するチェックシート(緊急配布用)

記入日	平成 年 月 日		
(ふりがな) 氏 名		性別	☐ 男 ☐ 女
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	年齢	歳
住 所			

A 服用不適項目

1 今までに安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し過敏症があると言われたことがありますか？ (ポピドンヨード液(うがい薬に含まれます)及びルゴール液使用後並びにヨウ化カリウム丸服用後にじんま疹や呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験したことがありますか？)	☐ はい ☐ いいえ
---	--

B 慎重投与項目

1 今までにヨード造影剤過敏症(造影剤アレルギー)と言われたことがありますか？	☐ はい ☐ いいえ
2 今までに低補体血症性蕁麻疹様血管炎と言われたことがありますか？	☐ はい ☐ いいえ
3 今までにジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことがありますか？	☐ はい ☐ いいえ
4 今までに甲状腺の病気(甲状腺機能亢進症、機能低下症)があると言われたことがありますか？	☐ はい ☐ いいえ
5 今までに腎臓の病気や腎機能に障害があると言われたことがありますか？	☐ はい ☐ いいえ
6 今までに先天性筋強直症と言われたことがありますか？	☐ はい ☐ いいえ
7 今までに高カリウム血症と言われたことがありますか？	☐ はい ☐ いいえ
8 今までに肺結核(カリエス、肋膜炎なども含む)と言われたことがありますか？	☐ はい ☐ いいえ
9 現在、以下のお薬をお使いですか？ ※「はい」と答えた方は、該当する薬品にチェックを入れて下さい。 ☐ カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン ☐ リチウム製剤 ☐ 抗甲状腺薬(チアマゾール、プロピルチオウラシル) ☐ ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩	☐ はい ☐ いいえ

※町村使用欄

A-1、B-1、2、3に一つでも「はい」があったら配布しない 上記以外に該当ある場合は、周囲の見守りと体調不良時の連絡先を案内
--

☐ 配布実施 (該当項目なし)	☐ 配布しない (A-1、B-1、2、3)	☐ 慎重投与 (左記以外該当)	☐ 受取辞退
☐ ゼリー剤	☐ 16.3mg: 新生児	☐ 32.5mg: 生後1ヶ月以上3歳未満	
☐ 丸 薬	☐ 1丸: 3歳以上13歳未満	☐ 2丸: 13歳以上	

俱知安町原子力災害避難等措置計画

沿革 平成 25 年 4 月 策定
 平成 25 年 7 月 修正
 平成 28 年 5 月 修正
 平成 30 年 7 月 修正
 令和 元年 7 月 修正
 令和 2 年 9 月 2 5 日 修正（令和 2 年 1 2 月 1 日 追加修正）
 令和 4 年 3 月 1 8 日 修正

俱知安町原子力災害避難等措置計画

発 行

令和 4 年 3 月

発 行 人

俱知安町防災会議

（事務局）

俱知安町総務部総務課危機管理室

問い合わせ先：防災担当

電話：0136-56-8000

F A X：0136-23-2044

